

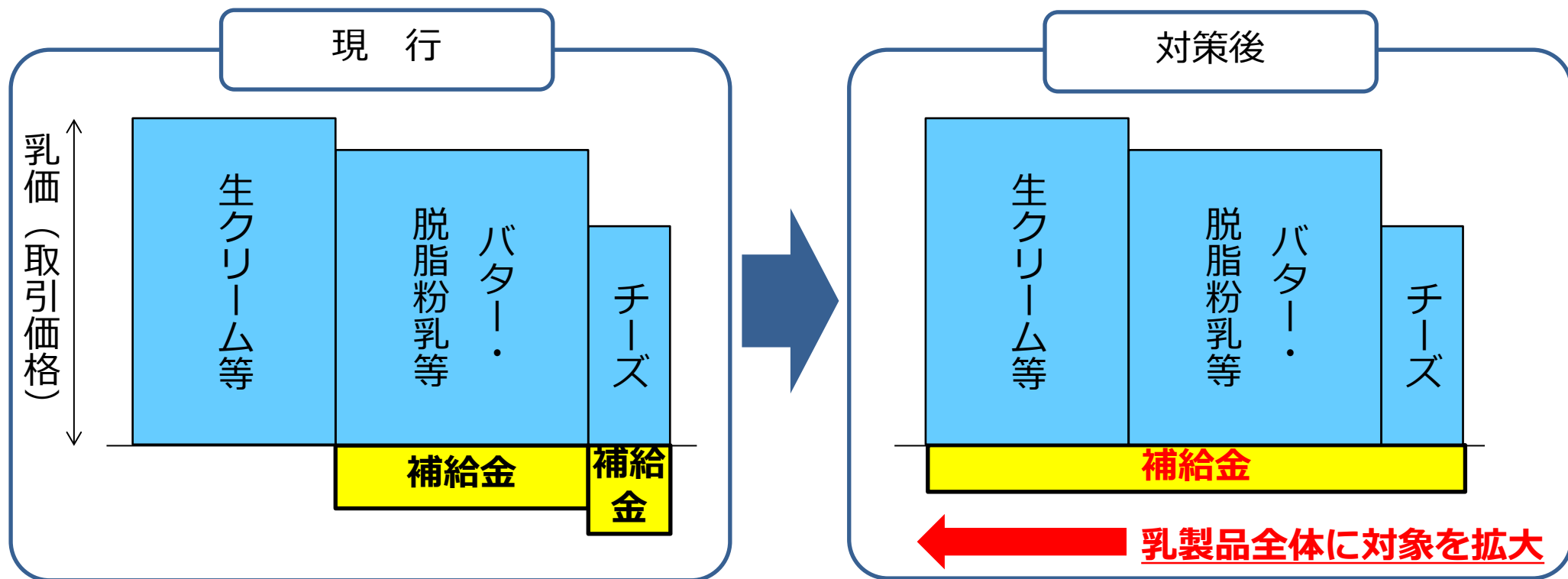
加工原料乳生産者補給金への 液状乳製品の追加について

農林水産省 生産局畜産部

平成28年12月

総合的なTPP関連政策大綱(酪農経営安定対策の充実)

- 平成27年11月25日に決定された「総合的なTPP関連政策大綱」において、乳製品の安定供給を図るため、酪農の経営安定対策を以下のとおり充実することとなった。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す
 - ・ 準備が整い次第、協定に先立って実施する



今回決定する事項

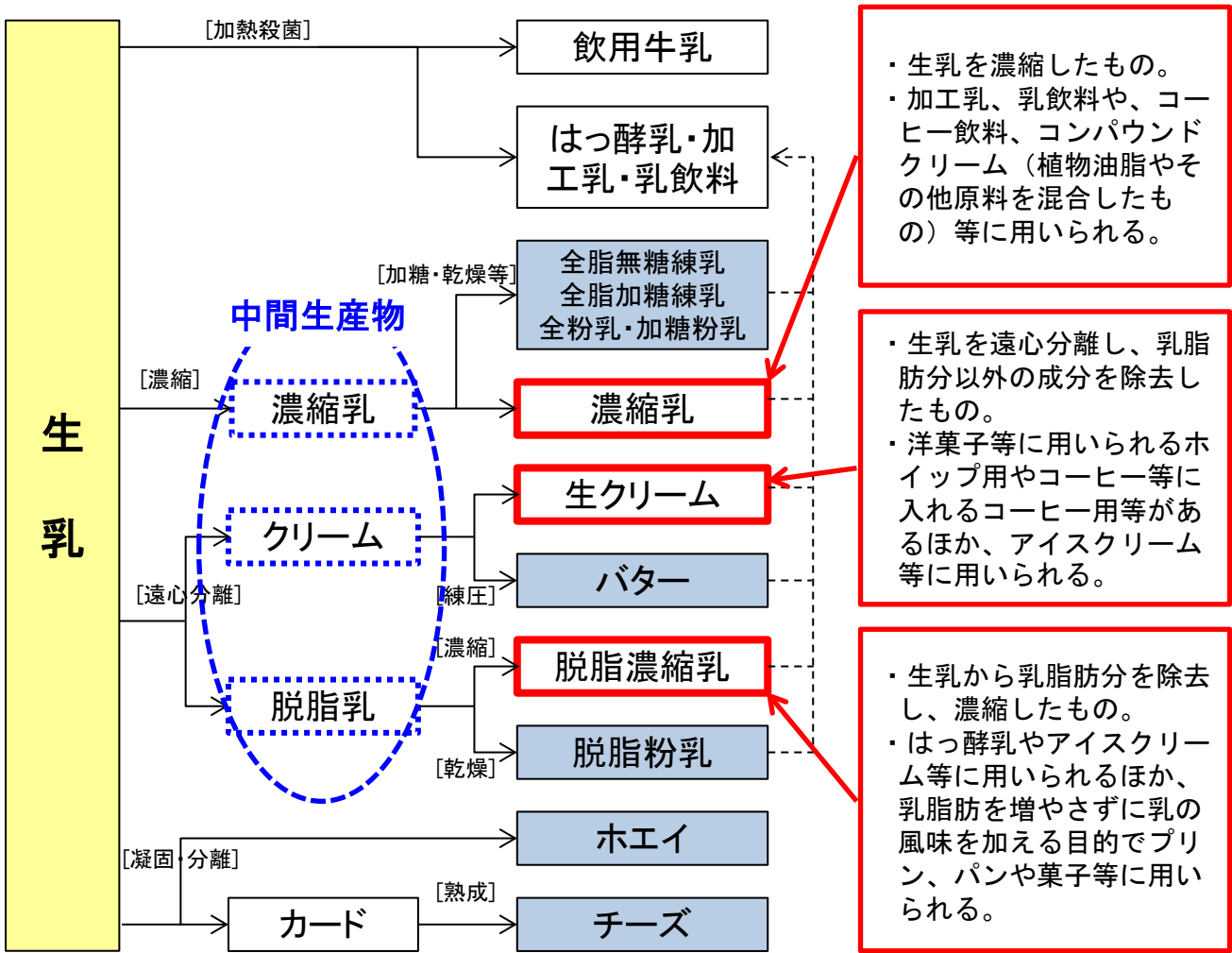
- 液状乳製品追加後の一本化した
- ・補給金単価
- ・交付対象数量

補給金単価算定方式等検討会

秋山 佐内	関東生乳販売農業協同組合連合会常務理事
生部 誠治	全国農業協同組合中央会農業対策部長
臼井 貴之	臼井牧場代表
内橋 政敏	一般社団法人中央酪農会議事務局長
小谷 あゆみ	フリーアナウンサー
近藤 好弘	ホクレン農業協同組合連合会酪農部長
清水池 義治	北海道大学大学院農学研究院講師
田村 賢	一般社団法人日本乳業協会専務理事
◎前田 浩史	一般社団法人Jミルク専務理事
村上 光男	北海道農業協同組合中央会常務理事
矢坂 雅充	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科准教授

補給金対象として追加する液状乳製品

- 補給金の交付対象に追加する液状乳製品向け生乳は、製品として取引される「クリーム(生クリーム)」、「濃縮乳」、「脱脂濃縮乳」向け生乳としてはどうか。
- また、その定義や成分規格等は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年12月27日厚生省令第52号)の規定に従うこととしてはどうか。



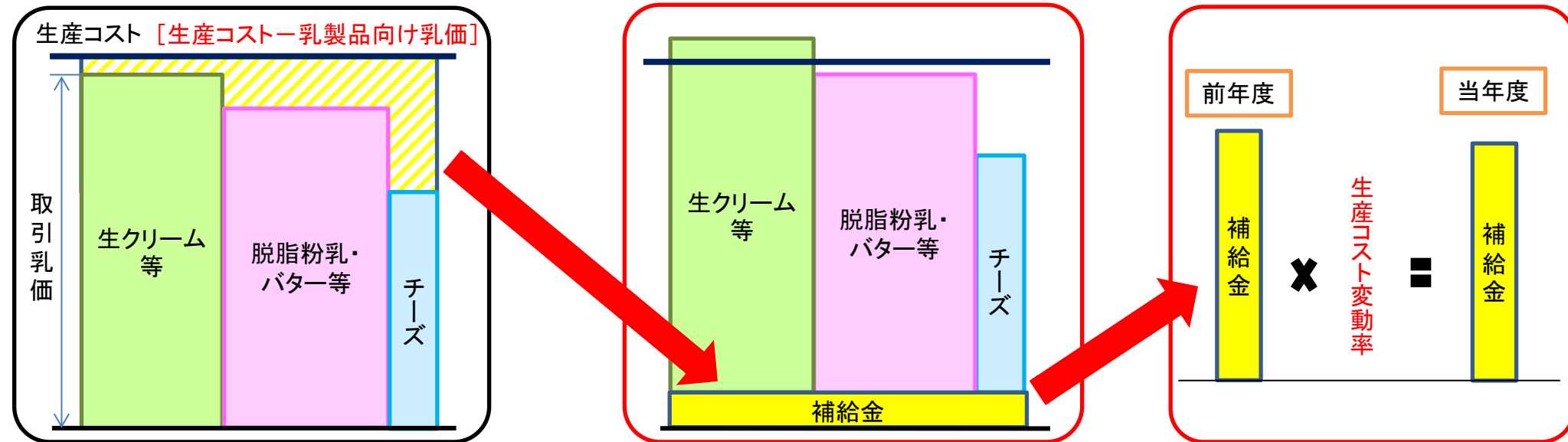
- 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
(昭和26年12月27日厚生省令第52号)
- 濃縮乳
定義: 生乳、牛乳又は特別牛乳を濃縮したもの
成分規格: 乳固形分25.5%以上
(うち乳脂肪分7.0%以上)、
細菌数(標準平板培養法で1g当たり)100,000以下
 - クリーム
定義: 生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分
以外の成分を除去したもの
成分規格: 乳脂肪分18.0%以上、
酸度(乳酸として)0.20%以下、
細菌数(標準平板培養法で1ml当たり)100,000以下
 - 脱脂濃縮乳
定義: 生乳、牛乳又は特別牛乳から乳脂肪分
を除去したものを濃縮したもの
成分規格: 無脂乳固形分18.5%以上、
細菌数(標準平板培養法で1g当たり)100,000以下

補給金単価の算定及び経済状況の著しい変化の考え方

- 補給金単価の算定は、
 - ・ 初年度及び単価見直し時は「生産コスト－乳製品向け乳価」
 - ・ 次年度以降は「生産コスト変動率方式」により算定することとしてはどうか。
- 補給金単価の見直しについては、具体的な基準や定量的な基準を設けず、再生産の確保という制度の趣旨に則して、「補給金単価は経済状況が著しく変化した際に見直す」こととしてはどうか。

○初年度、単価見直し時

○次年度以降(通常年)



メリット

・生産者は将来を見通しながら、安心して経営に取り組むことができる。

経済状況が著しく変化した際

具体的な基準、定量的基準の設定

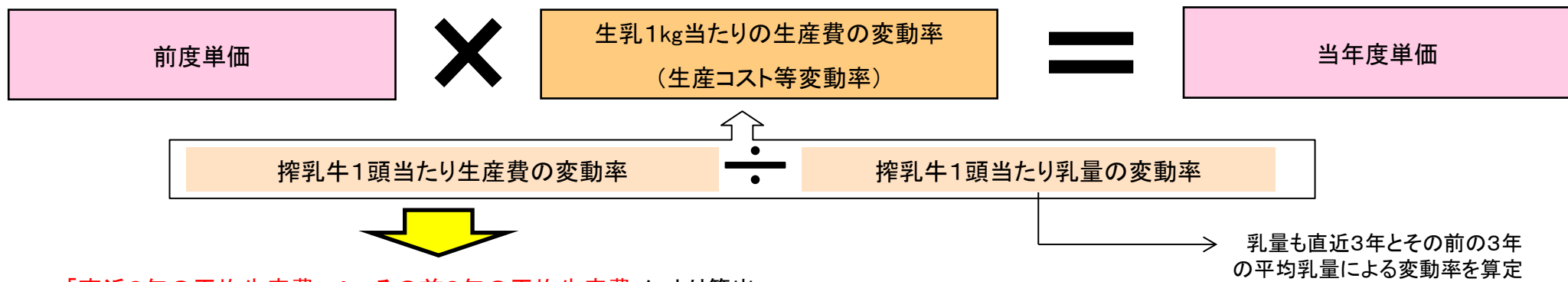
デメリット

・生産者の生産性向上・乳価引き上げ努力が促進されない。
・乳価交渉にモラルハザードが生じ、乳価交渉による乳価引き上げが困難になる。

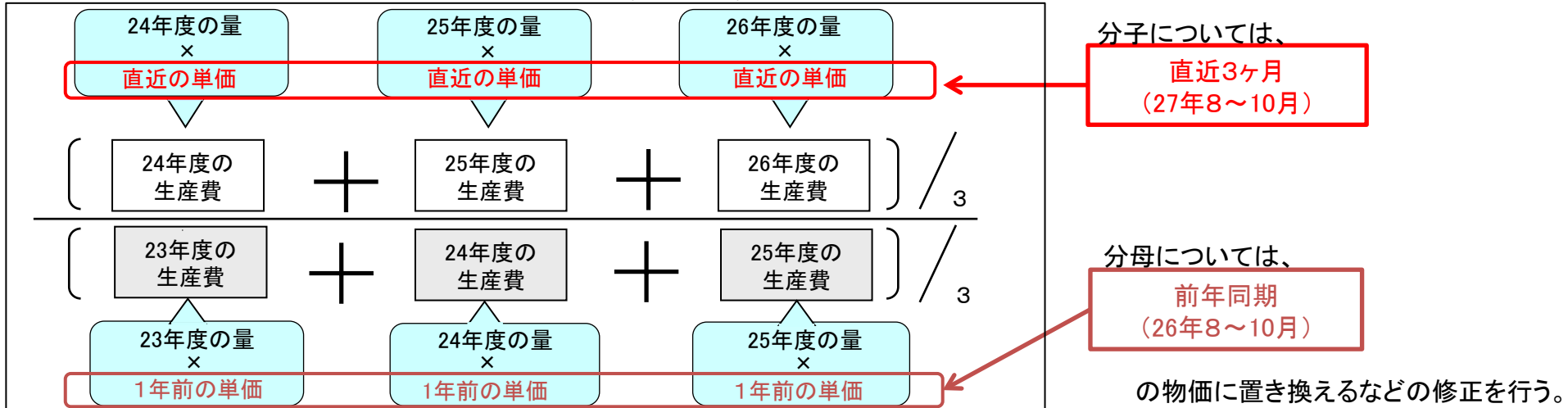
(参考)生産コスト変動率方式の考え方(平成13年度～)

- 平成11年に策定された「新たな酪農・乳業対策大綱」を踏まえ、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を促進するため、補給金単価の算定方式について、生産コスト変動率方式を採用。
- 基本的な考え方は、前年度単価に、直近の物価で修正した、生乳1kg当たりの生産費(3年平均)の変動率を乗じて算定するというもの。

[算式]



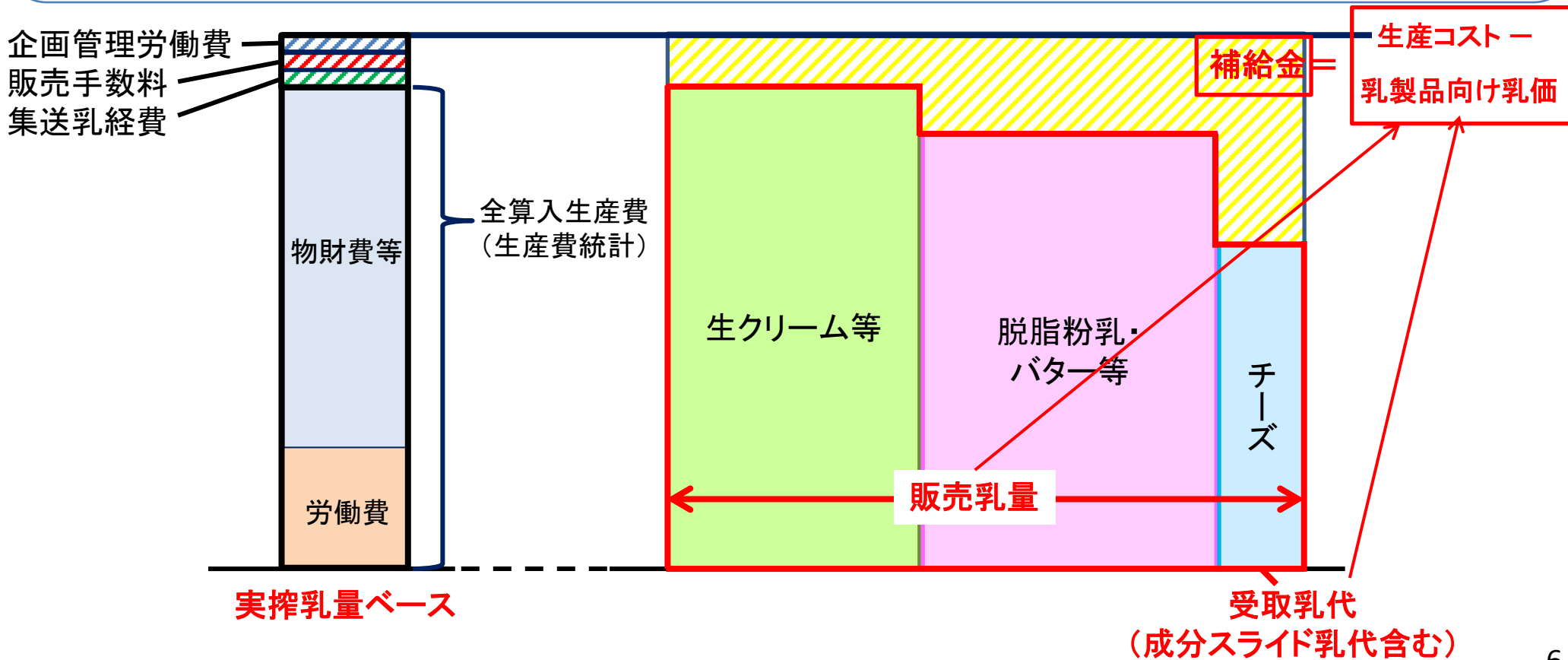
「直近3年の平均生産費 ÷ その前3年の平均生産費」により算出。
 この際、最近の物価動向が適切に反映されるよう、物材費等の各費目について、



※28年度補給金単価の場合

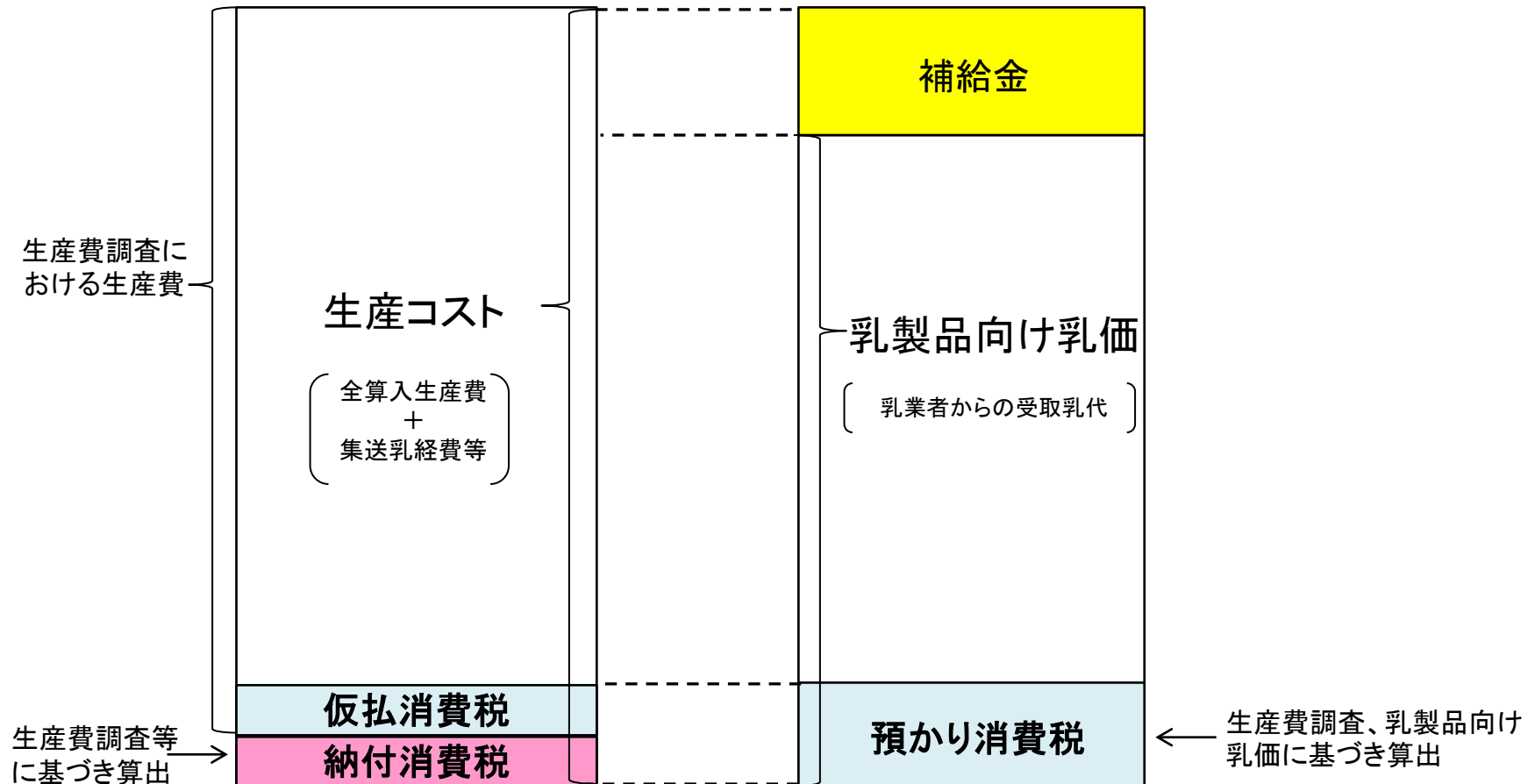
初年度単価の算定① 生産コスト、乳製品向け乳価の考え方

- 初年度単価の算定に用いる「生産コスト」と「乳製品向け乳価」は以下の通りとしてはどうか。
 - ・生産コスト: 牛乳生産費調査における加工原料乳地域の生産コストを基本。
実搾乳量ベースとし、従来通り集送乳経費・販売手数料・企画管理労働費を生産コストに含める。
 - ・乳製品向け乳価: 加工原料乳地域の販売乳量および受取乳代(乳成分に応じた乳代の加減(成分スライド乳代)を含める)より計算。
 - ・販売乳量: 乳業の生乳買入量(生産者からの受入乳量ではない)
 - ・受取乳代: 乳業からの受取乳代(個々の酪農経営への支払乳代ではない)



初年度単価の算定② 消費税の取扱い

- 平成12年以前の不足払い方式による単価算定時には、
 - ① 保証価格（生産コストと同水準）には、仮払消費税及び生産費調査を基に算出した納付消費税を含めるとともに、
 - ② 基準取引価格（乳業者の支払可能乳代）には、預かり消費税を含めることで、消費税が補給金単価の水準に影響しない形で算定を行っていた。
- 初年度単価の算定に当たっては、12年以前と同様に、生産コスト及び乳製品向け乳価に消費税を含め、消費税が補給金単価の水準に影響しない形で算定することとしてはどうか。



初年度単価の算定③ 単価算定における年度の取り方

- 単価算定における年度の取り方については、平成13年度以降の生産コスト変動率方式では、単年度の生産費等の変動の影響緩和により酪農経営の安定に資するものとして、移動3年平均を用いてきた。また、加工原料乳生産者経営安定対策事業(ナラシ)も過去3年平均を採用しているところ。
- 年度の取り方を単年度とすれば、年度ごとの生産費等の変動の影響が強くなるため、酪農経営が不安定化する可能性。他方で年度の取り方を長くすればするほど、取引乳価や飼料価格等の急激な変動等が反映されにくいものとなる可能性。
- このため、今後の単価算定に当たっては3年平均とすることとしてはどうか。

過去の経緯

・平成12年度までの「不足払方式」においては、単年度の生産費をもとに、生産者の手取分である保証価格を算定してきた。

・平成13年度以降の「変動率方式」においては、単年度の生産費等の変動の影響を緩和するため、移動3年平均により変動率を算定してきた。

・加工原料乳生産者経営安定対策事業(ナラシ)も過去3年平均を採用。

新方式

初年度単価の算定には、3年平均を採用

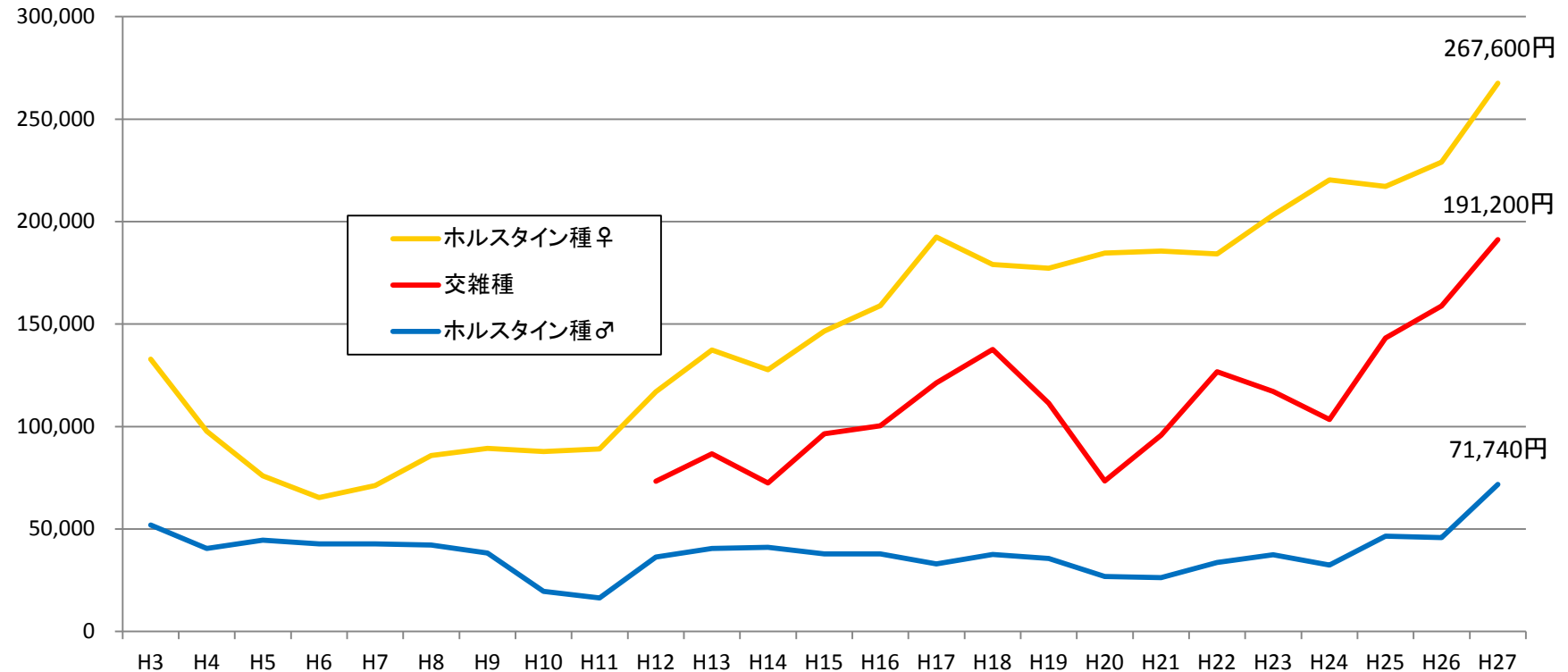
単年度とすれば、年度ごとの生産費等の変動の影響が強くなるため、酪農経営が不安定化。

取り方を長くすればするほど、取引乳価や飼料価格等の急激な変動等が反映されにくい。

初年度単価の算定④ 子牛等の副産物収入の評価

- 生産コストについては、制度創設時から、副産物に係る経費を含む生産費総額から副産物収入を除いた全算入生産費を算定に用いてきたところ。
- 副産物収入は、酪農経営においても一定の割合を占め切り離せないことから、引き続き副産物を除いた全算入生産費を用いることとしたい。
- ただし、子牛の販売価格については、変動が他の要素より大きいことから経営計画に資するため、単価算定に当たっては年度の取り方を他の要素と変えることとしてはどうか。なお、その場合には次年度以降の算定でも同様の扱いが必要である。

○子牛価格の推移



資料: 農作物価統計(農林水産省統計部)

初年度単価の算定⑤ 労賃単価等の評価

- 生産コストのうち家族労働費等については、生産費調査では「製造業」、「建設業」、「運輸・郵便業」の5～29人規模の事業所の労賃単価で評価しており、他の畜種や耕種においても同様である。
- これを補給金の単価算定においては、周年拘束性のある酪農労働の質と強度や、優れた経営管理や専門性の高い技術が要求されることを鑑み、より実態に即したものとなるよう、「製造業」の5人以上の事業所の労賃単価に置き換える等の評価替えを実施してきたところ。
- このような状況を踏まえ、今後の単価算定においても、北海道の「製造業」の5人以上の事業所の労賃単価に置き換える等の評価替えを引き続き実施することとしてはどうか。

家族労働費の労賃単価

生産費調査

3業種
(製造業、建設業、運輸・郵便業)

5～29人規模の事業所

評価替え

補給金単価算定における生産コスト

製造業のみ

→ 周年拘束性のある酪農労働の質と強度の点で類似性が強い製造業に限定。

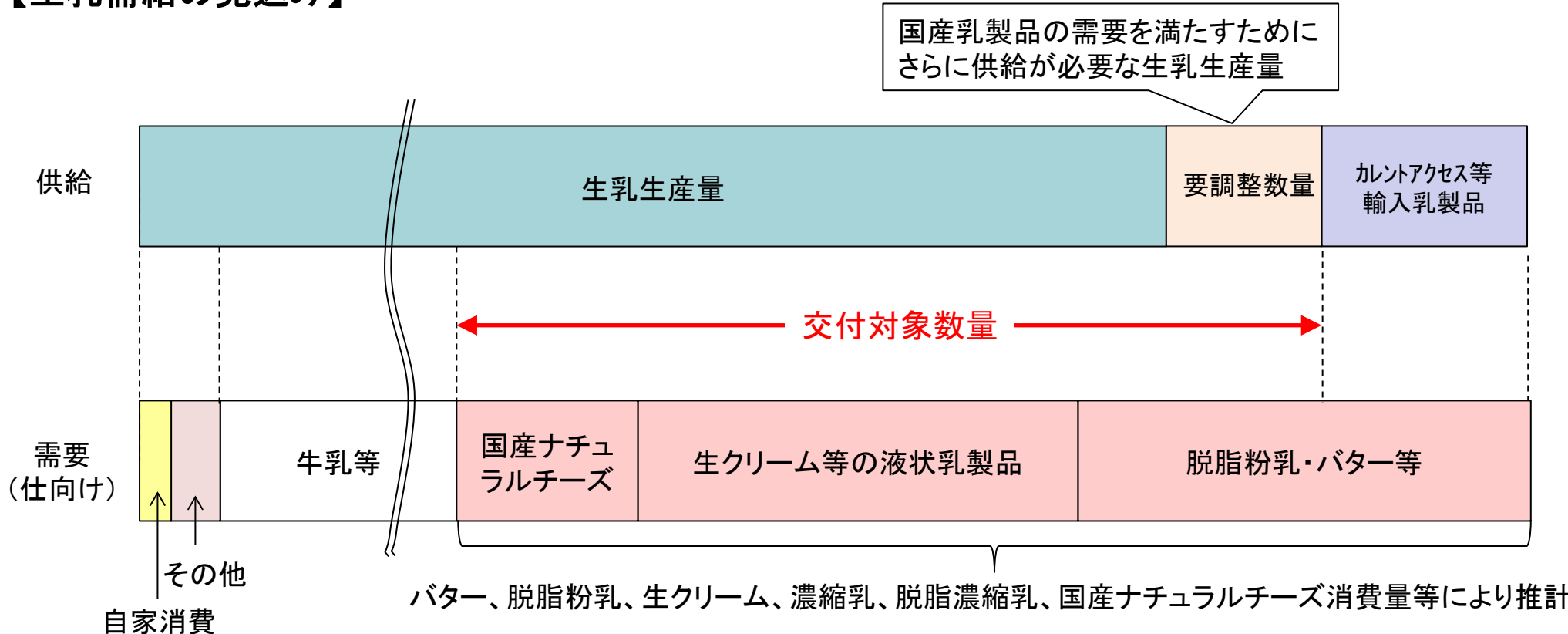
5人以上(上限なし)規模の事業所

→ 家族経営主体の酪農経営を超える規模だが、酪農経営には、優れた経営管理、専門性の高い技術が要求されるため、管理職と技術スタッフなどの労働の専門分化が進んでいる大企業も含めた規模で評価。

初年度単価の算定⑥ 交付対象数量の考え方

- 交付対象数量は、生クリーム等の液状乳製品、国産ナチュラルチーズ及び脱脂粉乳・バター等の需要見込みを踏まえ、これらの用途向けの生乳供給量として必要と見込まれる数量全体に対して横断的に設定することとし、それぞれの用途別の交付対象数量は設定しないこととしてはどうか。
- 具体的には、バター、脱脂粉乳、生クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳、国産ナチュラルチーズ消費量等の過去の実績から乳製品全体の需要を推計することとしてはどうか。

【生乳需給の見込み】



検討会における議論

基本的な考え方として確認された事項

- 補給金の交付対象に追加する液状乳製品向け生乳は、「クリーム(生クリーム)」、「濃縮乳」、「脱脂濃縮乳」向け生乳とし、その定義や成分規格等は「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」の規定とする。
- 初年度単価の設定方法については、「生産コストー乳製品乳価」を基本として、設定する。
- 次年度以降の単価設定方法については、コスト変動率方式で算定する(初年度単価が適切に設定されること等が前提)。
- 初年度単価の算定における消費税の取扱いについては、12年以前と同様に、消費税が補給金単価の水準に影響しない形で算定する。
- 交付対象数量は、需要に応じた量で設定するとともに、用途ごとの交付対象数量は設定しない。

単価・数量設定に関する意見

- 単価算定における家族労働の評価は、酪農が長時間労働かつ休日がなく、他の業種で言う超過勤務が発生していることを考慮すべきではないか。
(なお、家族労働に関する公的な統計データがないのであれば、調査・研究を行うなどすべきではないか)
- 単価の算定において、生産コストと乳製品乳価の差を適切に反映すること、適切な投資が出来る単価水準が必要であること等を踏まえ、生産コストの年度の取り方は3年ではなく、もっと長くすべきではないか。
- 補給金が本来の単価よりも上回っていることで、生産者が利益を得られるという状況や、あるいは補給金が本来の単価よりも下回っていることで、再生産の確保がなされていない状況が長期的に続くことは望ましくない。
- 単価の算定における副産物価格のうち、特に子牛価格はここ数年で著しく変動しており、初年度の設定基準として、直近のデータを用いることは適当でないことから、用いる期間を長くする等考慮すべきではないか。
- 交付対象数量については、用途ごとの数量設定はしないとしても、どの用途(特にバター向け)にどれだけ需要があるかということを示し、国民に見えるようにすべきではないか。

その他

- 現行の案では、現場の方が必ずしも納得できる内容ではないと受け止めており、牛乳乳製品の安定供給のためにも、配慮が必要ではないか。
- 生産者は、単価見直しを前提としても、常にコストとのせめぎ合いの中で経営する環境には変わりなく、生産性向上の努力を怠ることはない。
- 補給金制度の重要性を国民にもっと知ってもらうためにも、わかりやすい説明をお願いしたい。
- 補給金だけでなく、酪農乳業に関する様々な政策や制度について幅広く議論する場を設けていただきたい。